

平成30年度 第1回

君 津 市 総 合 教 育 会 議 会 議 録

日時：平成30年4月26日 午後1時30分～

場所：議会第2委員会室

平成 30 年度 第 1 回君津市総合教育会議会議録

1 日 時 平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分開会 午後 2 時 20 分閉会

2 場 所 議会第 2 委員会室

3 出席者 市長 鈴木 洋邦 副市長 石井 清孝
教育長 山口 喜弘 教育長職務代理者 伊澤 貞夫
教育委員 佐藤ますみ 教育委員 小倉 洋一
教育委員 大野 睦

4 出席職員 総務部長 黒川 倫行 教育部長 加藤美代子
総務部次長(事)総務課長 安部 吉司 教育部次長(事)教育総務課長 榎本 弘
教育部副参事(事)学校教育課長 大久保克巳 体育振興課長 平野 利之
学校教育課管理担当主幹 縄谷 和利 教育センター所長 菊地 勝幸
教育センター副所長 青木 利徳 教育総務課副課長 鈴木 洋和
教育総務課企画総務係長 鈴木 孝明

5 傍聴人 0 名

6 議 事 (1) 君津市いじめ防止基本方針（案）について
(2) 夏季休業中の学校閉庁について

7 議題及び議事の概要

【次第 1 開会】

加藤教育部長

定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度 第 1 回君津市総合教育会議を開会いたします。

はじめに、この会議の進行でございますが、君津市総合教育会議運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、議事の進行は、議長が指名する職員に行わせることができるとされていますが、市長、いかがいたしましょうか。

鈴木市長

加藤教育部長、お願いします。

加藤教育部長

ただいま、市長から指名をいただきましたので、私が会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、本日は石井副市長にも、ご出席をいただいておりますことをご報告させていただきます。

【次第 2 議事】

(1) 君津市いじめ防止基本方針（案）について

加藤教育部長

それでは、次第に則り、進めさせていただきます。早速ですが、議事に入ります。議事（1）君津市いじめ防止基本方針（案）について、を議題といたします。事務局よりご説明申し上げます。

菊地教育センター所長

それでは、「君津市いじめ防止基本方針」の案につきまして、ご説明いたします。本年4月1日に「いじめ防止対策推進条例」が施行され、それを受けまして、本市の「いじめ防止の基本方針」を速やかに策定することとなりました。この基本方針（案）ですが、小中学校校長会からも意見をいただき、修正を加え、この形となりました。

目次をご覧ください。基本方針の内容ですが、4つの項目立てで、第1にいじめ防止の基本的な方向について、第2に本市の施策や取組、第3に学校の取組、第4に重大事態の調査について、示しております。

まず、1ページに、いじめ防止の基本理念やいじめの定義を示しました。特に、いじめの判断における留意点として、3ページの上段、児童生徒が行った行為が、いじめを意図して行った行為ではない場合や、その行為が1回で、継続して行われた行為ではない場合でも、心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知することになります。

次に5ページをご覧ください。本市のいじめ防止等の対策について示してあります。いじめ防止のための組織ですが、小中学校生徒指導・長欠対策委員会を設け、いじめや不登校、問題行動等に関する生徒指導上の課題について、調査や分析をし、長欠対策についても取組の方策を協議したいと考えています。

いじめの早期発見について、8ページには、児童生徒が直接相談できる窓口、また、保護者、市民が情報を適切に提供することができるように、相談機関等を示してあります。

次に9ページからは、学校の取組になります。学校いじめ防止基本方針の策定については、上段の網掛け部分に示してあります。

13ページをご覧ください。早期発見についてですが、いじめの認知について、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知するように示してあります。

16ページからは、重大事態の調査でありまして、重大事態の対応について、下段から20ページの前半にかけて示してあります。そして20ページの市長の調査についてですが、この市長の調査については、他の自治体では見られない本市の特徴的な調査です。22ページの概略図をご覧ください。重大事態が発生したら、まず、調査1の学校の調査となります。調査2についてが市長の調査となり、学校が行った調査の結果について調査を行うこと、また、それに関わらず、学校の調査と並行して調査を行うことができることを規定しています。この具体的な事案としては、児童生徒の命に直接関わる事案が発生した場合を想定しております。

これらの市長の調査は、君津市いじめ調査委員会において行います。調査委員会の組織については、別紙の委員名簿でご確認ください。以上でございます。

加藤教育部長

ただいま、事務局から「君津市いじめ防止基本方針（案）」について説明がありました。それでは、委員の皆さんから、ご意見を頂戴したいと思います。伊澤委員、いかがでしょうか。

伊澤委員

具体的に網羅されていてよいと思いますけど、この基本方針の中で特徴的な部分を教えていただきたいと

思います。

加藤教育部長

青木教育センター副所長。

青木教育センター副所長

それでは、本方針の特徴的な部分でございますが、まず一点目は児童生徒を徹底して守ることを明記してございます。4 ページの上段、丸の三つ目をご覧ください。いじめを受けた児童生徒、助けようとした児童生徒を徹底して守り通し、学校は組織で対応すること。また、14 ページ上段、一番上の丸をご覧ください。学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒、助けようとした児童生徒を徹底して守り通すということを明記してございます。

二点目でございますけれども、いじめの判断、認知において、積極的に認知をすることを盛り込んでございます。こちらについては先ほどセンター所長より申し上げたとおりでございます。

三点目でございますが、8 ページの上段をご覧ください。いじめに関する相談通報の窓口の周知をして、児童生徒が悩みを気軽に相談できる窓口、また、保護者、市民が適切に情報を提供できる窓口を記載してあります。以上でございます。

加藤教育部長

伊澤委員、よろしいでしょうか。

伊澤委員

私はこれを読みまして、合同生徒会の参画も大きな特徴ではないかと思います。それで中学校合同生徒会の参画は、やはり子どもたち自身に取り組むことによって大きな意義があり、また、大きな力となるということを考えますので、合同生徒会の取組に対して十分な支援をお願いしたいと思います。以上です。

加藤教育部長

今のご意見に対して、事務局いかがでしょうか。

青木教育センター副所長

合同生徒会の取組も本市のいじめ防止等に関する取組として重要な位置づけを示してございます。児童生徒の主体的な参画を通しまして、いじめの撲滅、命の大切さ等の提言を行って参りたいと思っています。以上です。

伊澤委員

よろしくお願いします。

加藤教育部長

教育長。

山口教育長

一昨日、いじめ調査委員会が開催されたのですが、黒川委員長から、その合同生徒会について良い取組だという評価を受けました。主体的に生徒がいじめに対して対峙していくことが大事だということなので、し

っかり支援も行っていきたいと思います。

加藤教育部長

よろしいですか。では、続きまして、大野委員いかがですか。

大野委員

あくまで未然に防げれば一番よろしいんですが、重大事態が発生してしまった場合ですね。管理職の方がリーダーシップを取っていくのだと思いますが、やはりスピード感というのが大切だと思いますので、初動の対応がどのようになるのか教えていただければと思います。

加藤教育部長

事務局、お願いします。

青木教育センター副所長

16 ページの下段からですが、いじめ重大事態の疑いが生じた時点で、学校いじめ対策組織を迅速に開きます。その組織を活用して、情報を整理し、重大事態に当たるかどうかを学校は判断することになります。判断に迷う場合は、教育委員会と協議し決定いたします。

17 ページになります。いじめ重大事態が発生したと判断した場合、認知の報告を教育委員会を通して、市長へ報告します。学校いじめ対策組織において、重大事態の調査を行います。また、学校はいじめを受けた児童生徒・保護者に事実関係の情報を適切に提供します。

そして、教育委員会においては、学校が行う重大事態の調査や適切な情報提供について、必要な指導及び支援を行ってまいります。以上でございます。

大野委員

重大事態が、マスコミで最近すごく敏感になっていますので、スピード感をもってお願いします。

加藤教育部長

それでは、続きまして、小倉委員いかがでしょうか。

小倉委員

いじめ重大事態において、市長直轄の第三者調査機関である「いじめ調査委員会」が調査をするのは、どのような場合を想定しているのかということ、そして調査委員会は、どのように進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

加藤教育部長

安部総務部次長。

安部総務部次長

それでは私の方から、いじめ調査委員会のご質問についてお答えしたいと思います。

今回のご質問、二点あったかと思いますが。まず一点目の、調査するのはどのようなケースかということですが、これにつきましては、いじめによる自殺。これはあってはならないことだと思いますが、こういった命に直接関わる事案、こういうものが発生した場合を想定しております。

具体的に二点目のご質問でございますが、調査委員会をどのように進めていくのかということですが、お手元の資料の 22 ページをご覧ください。先程ご説明申し上げた中でも若干触れられたところですが、今回の市長の調査の部分につきましては、左下の調査 2 に「市長の調査」という部分があるかと思います。この市長の君津市いじめ調査委員会につきましては、まず市長が、こちらの調査を要請するかたちになります。

調査の内容につきましては、この下段の四角の中のとおり、二つの調査の方法がございます。まず、一つが①のところですが、調査の結果についての調査。これが何かと申しますと、表の上にあります調査 1 の学校の調査に対しての再調査というかたちになります。下の②ですが、これにつきましては、特に必要があると認める場合、学校の調査と並行して調査を行うことができるとしています。

この並行調査の場合につきましては、当然学校側の方も調査を行っていますので、この部分は重複しないように、例えば、情報の共有、連携を適切に行いながら役割分担を図ってまいりたいと考えています。以上でございます。

加藤教育部長

よろしいでしょうか。続きまして、佐藤委員いかがですか。

佐藤委員

本市では、いじめの防止対策の特徴的な施策、取組としてどのようなことをしているのか知りたいのですが。

加藤教育部長

青木教育センター副所長。

青木教育センター副所長

7 ページをご覧ください。本市におけるいじめの防止に関する取組になりますが、先程も伊澤委員よりありましたが、中学校合同生徒会の取組です。児童生徒の主体的な参加を促し、いじめ防止に関する提言等を行っていきます。また、各学校については 12 ページをご覧ください。12 ページの上段二つ目になります。各学校においては、児童会や生徒会でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を行い、いじめを防止するための取組を推進してまいります。

さらに、7 ページ下段になりますけれども、未然防止・早期発見の取組につきまして、全ての小・中学校において、学校生活アンケートを、少なくとも学期に 1 回、6 月、10 月、2 月など年 3 回行うようにしてあります。以上でございます。

加藤教育部長

続きまして、山口教育長、いかがでしょうか。

山口教育長

いつも言っていることなんですが、大事なはいじめといじめの兆候をいち早くピックアップするということで、それを学校全体で組織として全力で解消していくと、そういう姿勢が一番大事だと思います。

条例が制定され、方針をこれから策定するわけですが、条例や方針を策定したからといって問題が解決するということではありません。条例や方針を軸に実行性のある施策をいかに展開していくかということだと思います。

まず、子どもあるいは保護者のことを第一に考え、児童相談所や警察、医療機関あるいは福祉の窓口、そ

ういう関係機関と連携して、より積極的、効果的ないじめ防止対策。これをしっかり展開していきたいと思っています。

それから日々の道徳の授業などのあらゆる教育活動の中で、自分も他人も大切にする人権意識を粘り強く醸成していきたいと考えております。こういうことを積み重ねながら、市民総がかりでいじめを許さない風土づくりを骨太に推進をしてまいりたいと考えております。以上です。

加藤教育部長

それでは、石井副市長、いかがでしょうか。

石井副市長

いじめに関係する重大事態は後を絶たない状況です。いじめを苦に自殺したという悲しい事例も報道されています。いじめに関しては、いじめを受けた子どもたちの立場にたち、子どもたちの生命や心身を保護し、徹底して守り抜くことが何よりも重要です。

「いじめは絶対に許さず、子どもの気持ちに寄り添い、守る」という理念の下、本市の基本方針に沿った対応を図り、市全体でいじめ防止に取り組み、子どもたちを徹底して守り抜きたいと考えます。

以上でございます。

加藤教育部長

ほかに、何かございますでしょうか。それでは、ここで市長から、何かございましたらお願いします。

鈴木市長

本年度より施行となった「君津市いじめ防止対策推進条例」に基づき、その具体策として、「いじめ防止の基本方針」を示し、「市総がかり」でしっかりといじめに対応していくことは、とても重要なことです。

いじめを防止するための対策を総合的に推進し、重大事態が発生した場合には、市長直轄の「君津市いじめ調査委員会」において調査を進めてまいります。

市長として、子どもたちの安全・安心を守るため、惜しみない支援を行うとともに、教育委員会と連携し、最善を尽くしていきたいと思います。

以上でございます。

加藤教育部長

ありがとうございました。それでは、ただいま議事となっております、議事（1）君津市いじめ防止基本方針（案）についてにつきましては、お手元の資料のとおり ということでよろしいでしょうか。

<意見等なし>

加藤教育部長

異議もないということでございますので、議事（1）君津市いじめ防止基本方針（案）についてにつきましては、この資料のとおりとさせていただきます。皆様から いただきましたご意見等を踏まえまして、この案を、明日開催する 教育委員会会議に提出させていただきます。

【次第 2 議事】

(2) 夏季休業中の学校閉庁について

加藤教育部長

続きまして、議事(2) 夏季休業中の学校閉庁について、を議題といたします。事務局よりご説明申し上げます。

大久保学校教育課長

夏季休業中の学校閉庁について、説明いたします。資料の議事2をご覧ください。

昨年の8月29日に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出されました。提言の中では、「学校教育の改善・充実に努めていくためにも、教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。」として、「教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、『学校における働き方改革』を早急に進めていく必要がある。」と示されております。

近年、報道等においても、企業における働き方改革が進められる中、学校のブラック化、教職員の多忙化が言われております。本取組は、『学校における働き方改革』の一環として本年度から実施するものです。

実施期間につきましては、8月13日から16日までの4日間、つまり、お盆期間を、学校閉庁日とするものです。この間は、学校に日直も置かず、一切の活動を停止したいと考えます。

なお、事件・事故等の連絡は、市教委の学校教育課とし、管理職への連絡は取れるよう確認してまいります。職員の服務については「年休」もしくは「夏季休暇」とするよう調整しております。

今後の対応につきましては、本日の総合教育会議での協議を踏まえ、明日27日では教育委員会会議での議案にしております。そして、5月には、庁議へ報告した後に、議会全員協議会へと報告いたします。その後、各学校へ通知し、周知という観点で、8月の広報紙やホームページの市民、保護者に啓発していく予定です。

また、君津・木更津・袖ヶ浦・富津の君津地方4市において、足並みを揃える関係で、今後、4市教育長会議にて更なる調整等を図る予定です。

以上、よろしくお願いいたします。

加藤教育部長

ただいま、事務局から夏季休業中の学校閉庁について説明がありました。お一方ずつ、ご意見を頂戴したいと思います。伊澤委員、いかがでしょうか。

伊澤委員

私が勤務していた頃は、7、8年前ですが、年末年始だけ学校閉庁したのではないかと記憶しております。その時は色々な行事も全部カットして家庭に戻るということで、校長であっても精神的に開放され、ゆっくりできたと記憶しています。現在、教員の多忙化が課題として色々と言われておりますが、このお盆の期間であっても、学校閉庁をするという取組は、今後の教員の多忙化の解消への弾みとなるものですので、ぜひ進めていただきたいと考えています。

それと、夏季休業中に研修が集中していますよね。それが教員の多忙化に繋がっている一つだと思いますが、行事調整の見直し等についてはどうなっているのでしょうか。

また、4市で足並みを揃えるというように考えているようですが、教育関係の行事だけでなく他の行事が

入ってくることもありますので、そういったところは、どのように捉えているかお聞きしたいと思います。

加藤教育部長

ただいまのご意見につきまして、事務局のほうから。縄谷学校教育課管理担当主幹。

縄谷学校教育課管理担当主幹

本市の教育センター・学校教育課主催の研修会、各種会議においては、ここ数年かけ、少しずつ回数等を減らしてきましたが、新学習指導要領の改訂や、若い先生方の増加に伴い、それらに対応した研修会等は、企画しなければならない状況です。県教委においても、いじめに対応した研修を含め、なかなか減らせていない現状です。君津地方行事調整委員会や教育事務所に要望しつつ、本市の行事の精選についても今後検討してまいります。

また二つ目ですが、この期間の行事につきましては、8月13日から15日の3日間は、何も入っていない状況でした。ただ今年に限りまして、16日については、県教委主催のいじめ防止対策研修会が悉皆研修で入っており、管理職が参加することとなっております。来年度に向けては、検討していただけると聞いております。

伊澤委員

過去においても、行事の精選とかで少しでも休みをと、取り組んだ時期があったのですが、やはりその時は盛り上がり、じゃあどうしようかとなりますが、時間が経つと段々トーンダウンしてきまして、また、以前と同じように、あるいはそれ以上の行事が入ってくるということもありますので、ぜひ継続してやっていけるように取組をお願いしたいと思います。以上です。

加藤教育部長

続きまして、大野委員いかがですか。

大野委員

お盆の期間にお休みだというのは、非常にすばらしいと思います。今年は、16日に入ってしまったということですが、来年からはよろしくお願いします。それと、日直も置かない完全閉庁ということで本当にそれがよいと思います。誰かが出ると、じゃあよいかと必ず誰か出てきてしまう可能性がありますので、それを守っていただくと非常にすばらしいと思います。

それで、私の妻が教員なので、多忙化はひしひしと身を持って感じているんですが、本当に多忙なんだというデータがあったら、教えていただきたいと思います。

加藤教育部長

これについて、事務局いかがでしょうか。

縄谷学校教育課管理担当主幹

多分メディアの中でも、色々と報道されていると思いますけれども、私の直近の資料で今年3月に県教委から出された「学校における働き方改革を進めるために」というリーフレットの中に、これは各学校に配っておりますが、昨年11月調査で「教員等の出退勤時刻実態調査結果」が掲載されており、抽出校ですが、小学校教員の勤務時間が平均で「11時間12分」。勤務時間を3時間27分超え。中学校で「11時間36分」3時間51分で約4時間近く、朝そして帰りに超過勤務をしているという実態が明らかになっています。

また、一週間の在校時間が週 60 時間を超えている割合では、小学校で「35%」、中学校で「65.9%」という結果になっております。これは、いわゆるテレビなどと言われる「過労死ライン」を超える先生方が多く存在しているということが明らかになった資料です。

教職員の勤務時間の短縮に向けた取組は喫緊の課題だと認識しております。学校における業務改善に、教育委員会としても研究しながら取り組んでまいります。

加藤教育部長

続きまして、小倉委員いかがですか。

小倉委員

近くに小櫃中があり、通りすがりに見ることがあるのですが、いつも遅くまで何台も車があったり、休みの日も車があって、先生また来てるんだなど、非常に忙しいんだとは思っておりました。学校閉庁というのが今まで正式にはなかったということに驚いています。是非、先ほど大野委員からもありましたけれど、誰かひとりでもいると、皆来てしまうといけないので、日直を置かずということで取り組んでいただけたらと思います。

また、4 日間休みにしただけでは忙しさは解消しないと思いますので、さらに色々考えていただきたいと思います。その他に教育委員会として対応・対策を考えていることがありましたら教えてください。

加藤教育部長

事務局、いかがでしょうか。

縄谷学校教育課管理担当主幹

確かに、これだけでは学校の多忙化解消には至らないと思いますが、今回の学校閉庁は、その働き方改革の一つとして、まず取り組めるものだと考えます。

教育委員会としましては、その他に校長会議等を通して、特に管理職に対し、先生方の出退勤状況の把握による勤務時間の適正管理、職員の健康管理への配慮、若い先生方が増える中で、一人一人の働き方についての把握や指導、更には年休の計画的な取得の促進などについてもお願いしているところです。

学校、先生方への負担を考慮し、先程ご説明した夏季各種研修、会議の見直しや、文書・調査の精選について、教育委員会として取り組んでいきたいと考えます。

加藤教育部長

平野体育振興課長。

平野体育振興課長

教職員の多忙化の要因として、部活動がよく取り上げられますが、現在、国をあげて部活動に対する改革が進んでおります。今年 3 月、スポーツ庁から出されました「運動部活動に関するガイドライン」を受け、県教委が同じくガイドラインを 6 月上旬に策定する予定となっております。国、県の内容を踏まえ、君津地方 4 市教育委員会で連携を図りながら、年内中には、本市の実態に即したガイドラインを策定するところです。その中に、適切な休養日や活動時間の設定、文化系部活動等についても明記していく予定です。

また、先程伊澤委員から期間の行事についてございましたが、毎年お盆明け、閉庁日後に中学校の全国大会が予定されております。大会への参加のために、やむなく練習が必要になるケースも出てきょうかと思いますが、国のガイドラインによりますと、大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替えるという

ことで示されておりますので、それに準じて対応していければと考えているところであります。
以上でございます。

加藤教育部長

よろしいでしょうか。

小倉委員

はい。部活動のことにに関して、よく報道のほうが先になっていて、ニュースでやってることが、すぐ君津市でも同じようなことが行われると思ってる人がたくさんいるので、先程も言いました6月上旬にガイドラインができましたら、PTA等の皆さんに、いち早く伝えていただきたいと思っています。

加藤教育部長

続きまして、佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員

先程の説明の中で、学校閉庁時に事件・事故があった場合、教育委員会が窓口になるということは分かりましたが、例えば、保護者の連絡も含め、閉庁日に何か起こった場合の流れというか、実際の動きなど、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

加藤教育部長

事務局、いかがでしょうか。

縄谷学校教育課管理担当主幹

やはり保護者からの連絡などについては、学級担任、あるいは、全体に関わることについては、管理職である教頭を窓口、連絡先にと考えております。さらに、何かあった場合の連絡先も、市民へは広報・ホームページ等で、地域には学校だより等での事前の周知を徹底してまいります。いずれにせよ、事故・事件、あるいは施設に関することは、教育委員会の学校教育課が、まず窓口となり、教育総務課や体育振興課と連携しながら、即座に管理職と連絡を密に取り、対応を進めてまいります。

加藤教育部長

よろしいですか。続きまして、山口教育長、いかがでしょうか。

山口教育長

この案件の根っこというのは伊澤委員からもありましたとおり、職員の多忙化の問題です。忙しくて疲弊してしまって、授業あるいは授業の準備に集中できる時間の確保や子どもたちと向き合う時間の確保が難しいと。そして、結果的に効果的な教育活動への影響が心配されるということでありまして、なかには心身の健康を害してしまうというケースもけっこう増えているということです。

そうした中で、国あるいは県が、かなり本気で働き方改革に取り組んでおります。その流れの中で学校教育課長からあったとおり、中教審のほうで、中間まとめがあって、それを受けて文部科学次官通知というかなり強いカタチで、教育委員会にこういう取組をなささいという内容で通知がきています。

その中に学校閉庁日を設けなさいということがあります。年休等がとりやすいようにメリハリをもった運営をしてくださいということだと思いますが、本日の案件は、これに沿ったものであります。

学校教職員の多忙化の解消には色々あります。一つは、教員の勤務時間の管理の徹底。これは厚労省の方でガイドラインを策定していますから、管理職がしっかり、あるいは教育委員会がしっかりとそれを守っていくということだと思います。それと、その中には学校徴収金ですね。給食費を学校の先生が集めているということです。それを学校ではなくて行政側、教育委員会あるいは市長部局の方で行ったらどうか、あるいは行うべきだというようなこともいただいております。

それから、先程あったとおり部活のあり方ですね。これは保護者の要望もかなり強い場合があります。もっと取り組んで欲しいという。逆にですね、そういうものをどうやって調整していけばよいかという問題がありますけれども。ましてや、本市では学校の統合がありますので、スクールバスを使って通学する中で部活の活動時間帯をどうするのかという問題もあります。

それから、家庭の問題あるいは学校以外の問題で、子どもの貧困の問題、あるいは虐待の問題だとか学校教育から少しはずれた、ただ我々の行政客体は子どもたちでありますから、相談に乗る、あるいは仲介するという業務があります。

ですから、この辺はスクールソーシャルワーカーといって学校職員ではない、スキルを持った者を入れなさいということが基本の流れでございます。あるいは、すでに市独自に取り組んでいるところもありまして、時間外勤務の抑制のためには総合的な対策が必要ということです。この辺は、今後市長部局と協議・相談していきたいと思っています。

いずれにしても、これは一つの手始めということでありますけれども、明日の教育委員会会議で話をしていきたいと思っています。

加藤教育部長

それでは、石井副市長、ご意見があれば頂戴したいと思います。

石井副市長

学校での部活動や各種取組において、先生方が休日を返上して指導をしてくださり、様々な好成績を上げている点は本当に素晴らしいと思っているんですが、これらによって、健康を害して、日常の教育活動がおろそかになるようでは本末転倒です。

若い先生方も増えている状況の中で、是非、こういった働き方改革を進めていただいて、部活動を含めた学校での取組み方にも、教育委員会として、対応していただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤教育部長

ありがとうございました。お一方ずつ、ご意見等をいただきましたが、ほかに、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、市長、全体的な部分でいかがでしょうか。

鈴木市長

色々なご意見がありましたが、まず、学校の先生方には、日頃から児童、生徒への教育に、一生懸命取り組んでいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、朝早くから、夜遅くまで、そして、休日も働かれていると伺いましたが、近年では、全国的にも学校現場の多忙化が取りざたされ、「働き方改革」を進めなければならないということを耳にしています。これは、市としても、教育委員会としても取り組まなければならないことだと考えます。その取組の一つとして、夏季休業中、お盆期間の学校閉庁については、ぜひ、進めてください。

ただし、保護者や地域、市民の理解を得られるよう、事前の周知はしっかりと行っていただきたい。その点をよろしくお願いします。

以上でございます。

加藤教育部長

ありがとうございました。それでは、ただいま議事となっております、議事（２）夏季休業中の学校閉庁についてにつきましては、お手元に配布してございます資料のとおり ということでよろしいでしょうか。

<意見等なし>

加藤教育部長

異議もないということでございますので、議事（２）夏季休業中の学校閉庁についてにつきましては、この資料とさせていただきます。皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、明日開催する教育委員会会議に提出させていただきます。

【次第 ３ その他】

加藤教育部長

続いて、次第の３ その他でございますが、連絡事項等も含め、事務局、委員の皆さん何かございますか。

<連絡事項等なし>

【次第 ４ 閉会】

加藤教育部長

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回君津市総合教育会議を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。